



令和4年第1回町議会定例会が、3月8日に開会され、令和3年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和4年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました（詳しくは、本紙6～7ページをご覧ください）。

定例会は、18日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和4年第1回町議会定例会

一般質問

東出議員

- 旧月形学園の跡地について

松田議員

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）について

大釜議員

- 太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について

我妻議員

- 「水田活用の直接支払交付金の見直し」への現状の課題と今後の対応について

- 主要事業等の財政推計について

楠議員

- 議会との信頼関係について

- 本町のグランドデザインとコンパクトなまちづくりについて

- 歴史のまちづくりについて

議案

令和3年度各会計補正予算

■令和3年度月形町一般会計補正予算（第8号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,794万5,000円減額しました。

総額 42億5,212万1,000円

■令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ847万5,000円増額しました。

総額 4億7,807万8,000円

■令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ430万6,000円減額しました。

総額 8,084万4,000円

■令和3年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,690万9,000円減

額しました。

総額 4億4,248万6,000円

■令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ191万1,000円減額しました。

総額 6,089万9,000円

■令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）

- 収益的収入および支出の総額をそれぞれ321万5,000円減額しました。

総額 6億4,498万5,000円

- 資本的収入の総額を1,718万1,000円増額し、資本的支出の総額を237万1,000円増額しました。

資本的収入 7,893万3,000円

資本的支出 1億148万円

発議

■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議会議員が自己都合や疾病その他の理由により、長期間にわたり会議などに出席することができず議員としての職責を果たすことができない場合に議員報酬および期末手当を減額することを定めました。

決議案

■ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議

- 本年2月にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を行い、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全が脅かされている状況であることから、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、政府において世界の恒久平和の実現に向け安全確保および事態の解決を求めることを月形町議会として決議しました。

■月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

□住民課が所管していた社会援護に関する事務を保健福祉課に移管しました。

■月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

□教育委員会の事務部局の職員を8人から9人、町立病院に勤務する職員を30人から34人に改正しました。

■職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□町立病院の医師で特別の事情があると認める場合は、定年を70歳とすることができるよう改正しました。

■職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□育児休業法の改正により、有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい雇用環境整備および妊娠・出産を申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられたことに伴い、改正しました。

■月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□放射線作業手当および夜間看護手当を国の制度に合わせて改正し、重篤患者の対応のため看護師などの救急業務待機手当を新たに新設しました。

■月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の一部を改正する条例の制定について

□鉄道施設の撤去およびその跡地の整備に係る事業費についても基金処分の対象とするため改正しました。

■月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

□過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における産業の振興を図るため、市町村計画に基づき開始された事業などの固定資産税について、3年間免除するための条例を制定しました。

■月形町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□本条例で引用している法律の題名および条項に変更があったため改正しました。

■月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

□学童保育所への児童の入所資格について、児童の健全な育成を図る上で必要と認められるときは入所できるよう改正しました。

■公の施設に係る指定管理者の指定について

□次の施設の指定管理者が指定されました。

- (1) 月形町民保養センター
- (2) 月形町民保養センター宿泊施設
- (3) 月形町はな工房
- (4) 月形町皆楽公園
- (5) 水辺の家
- (6) 皆楽公園管理事務所およびバーベキューハウス
- (7) 月形町つち工房

指定管理となる団体名：株式会社月形町振興公社

住所：月形町 1219 番地

指定の期間：令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

- (1) 月形町野球場
- (2) 月形町パークゴルフ場
- (3) 月形町多目的アリーナ
- (4) 月形町農産物加工施設

指定管理となる団体名：株式会社月形町振興公社

住所：月形町 1219 番地

指定の期間：令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

■和解について

□平成29年10月、町立病院において月形刑務所受刑者が激しい腹痛等の症状で死亡しました。このことについて月形町立病院の医師（出張医師）が適切な処置を怠ったために死亡したとの内容の損害賠償請求訴訟が提訴されました。町立病院としては適切な診療等を行った旨の主張を行い、無責である主張が認められましたが、死亡時の処置等に相手方が不満をもっていること、受刑者が死亡日前日および死亡日に診療を受けていた経緯から、裁判所の和解勧告を受け入れ、解決金を支払うことで相手方との和解に応じることとしました。

会 議 案

■閉会中の所管事務調査の申し出について

□議会運営委員会およびまちづくり常任委員会の所管事務調査について、調査が終了するまでの期間で許可されました。

意 見 書

■次のとおり意見書が原案どおり可決され、関係機関へ提出することになりました

□コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書